

草津市いじめ防止基本方針（案）に関する パブリックコメントの実施結果

草津市教育委員会事務局

▼意見募集期間：

平成30年2月20日（火）～平成30年3月19日（月）

▼意見提出者数：

2人（うち直接提出2件、郵送0件、ファックス0件、Eメール0件）

▼提出された意見の件数：

4件

▼提出された意見と回答：

パブリックコメントの実施結果による改定案の修正・変更はありません。

お寄せいただいた御意見は、それぞれ具体的な取組にあたっての参考とさせていただきます。

No	意見（要旨）	回答
1	〔P8～10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策〕 「いじめの防止等のために学校が実施する施策」が記載してありますが、この方針が学校現場に浸透し、着実に実行されることが重要だと思うので、しっかり取り組んでほしいと思います。	市基本方針P9(1)、(2)、(3)①⑧等に記載しておりますように、各校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、教職員全員が内容の共通理解を図り、組織的な対応を行ってまいります。 また、学校いじめ防止基本方針を各校のホームページに掲載し、児童生徒や保護者に説明を行うなど、家庭や地域、関係機関とも連携を図りながら、いじめ防止に取り組んでまいります。

№	意見（要旨）	回答
2	<p>〔P8～10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策〕</p> <p>いじめをなくすためにも、いじめの実態を公表するようにはどうでしょうか。具体的な内容がわかれば、同じようなことに会ったときに対応できると思います。具体的な内容がわからなければ、児童生徒も対策のしようがないと思います。</p>	<p>個別事例につきましては、加害・被害児童生徒の心身への影響等を考慮し、原則非公表としておりますが、教職員や児童生徒が事例に学ぶことも非常に重要だと考えております。</p> <p>学校では、生徒指導担当教員間で個別事例の情報共有を行うとともに、市基本方針 P9(3)①にありますいじめの最新動向に関する校内研修等を通じて、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>また、児童生徒に対しましては、道徳教育や弁護士等による法教育等も行いながら、具体的な対応について学習を進めており、引き続き様々な工夫を施しながらいじめ防止に取り組んでまいります。</p>
3	<p>〔P8～10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策〕</p> <p>いじめの被害にあった子どもの体や心への影響が心配されます。特に被害生徒の心のケアについても対策を考えてほしいと思います。</p>	<p>草津市では、市基本方針 P3(1)、P4(2)(3)等の記載のように「いじめを決して許さない」「いじめられた子を全力で守り抜く」ことを重視しております。いじめ被害を受けた場合の児童生徒の心のケアについては、P9(2)、(3)⑥の記載にありますように、教職員が教育相談活動等を通じ丁寧な対応を行うとともに、必要に応じスクールカウンセラー等の専門家による適切な支援を行います。</p>
4	<p>〔P8～10 2いじめの防止等のために学校が実施する施策〕</p> <p>スマホやインターネットなどでのいじめのニュースを聞きますが、どのように対処するのか考えてほしいと思います。</p>	<p>P9(3)①③④に記載しておりますように、インターネット上のいじめなど、いじめの最新動向に留意して対応を行いますとともに、情報モラル教育の充実や、児童生徒自身の主体的な活動や保護者との連携を通じ、適切に対応してまいります。</p>